

スマートフォン画面収録機能/ 本小委における今後の議論について

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)
著作権専門委員会 委員長 太佐 種一

平成30年9月4日 (火)

本日のご説明について

1. スマートフォンの画面収録機能について

2. 本小委における今後の議論について

- JEITAの基本的なスタンス
- コンテンツの流通形態ごとの対価還元機会と複製の可能性（【録音】【録画】）
- 制度設計にあたり念頭においておくべきこと
- 議論を深めるべきと考えられる課題

1. スマートフォンの画面収録機能について

機能説明

【「画面収録」機能の有無】

- ・ アプリのインストールなしで画面収録の機能を有する端末と、当該機能をもたない端末がある。
- ・ 端末によって、ユーザーが、画面収録（機能を提供する）アプリをインストールし、当該アプリで画面録画をすることも可能。

【「画面収録」機能の目的】

- ・ 画面収録機能は、（著作物の私的録音録画など）特定の用途を目的としておらず、汎用機能として提供されている。
 - 個人ユーザーが電話の操作やメールの送り方など各種機能の操作方法を誰かに教える目的や、アプリ開発者がどのように自身が開発したアプリが動作するかを説明する目的などが主な例

【「画面収録」対象の限定】

- ・ 通常、アプリやウェブサイトで保護技術がかかったコンテンツを視聴中には画面録画機能は使えない

技術説明

- ・ 画面収録機能は、一般的には、OSに搭載されている機能を用いて実施しているが、当該機能を搭載するか否かは、端末メーカーや通信キャリアの選択により様々である。
 - OSや端末の仕様等により、機能に制約（録音源をマイク音声に限定等）がかかり得る。
- ・ 画面収録アプリについても、OSや端末の仕様等により、提供状況は様々である。
- ・ コンテンツ配信サービス・アプリ側から画面収録機能の抑制が可能。
 - 「画面収録」ができないようにするための技術仕様も公開されており、コンテンツ配信サービス提供者やアプリ開発者は「画面収録」をされないことを選択できる



補足：契約と技術の観点から

- ・ 通常、コンテンツ配信サービス・アプリ提供者により、録画することを許諾していないコンテンツを録画しないよう利用規約等を通じて明記、注意喚起が行われている。

技術と契約により権利者の意に沿わない録画が行われないようコントロールされている

2. 本小委における今後の議論について

JEITAの基本的なスタンス

平成29年度の経過報告で示された課題について、補償金制度にこだわらない、より総合的な解決のあり方について議論がなされるべきである

「平成29 年度 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について」より
(平成30年3月5日 文化審議会著作権分科会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会)

- ・対価還元手段については、どのようにしたら実効性のある（現に権利者にリターンのある）公平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探っていくべきである。(P12)
- ・一律の対価上乗せ等に関する課題については、私的録音録画補償金制度及び契約と技術による対価還元手段の共通の課題である。(P20)

1. 対価還元手段のあり方について

- ・私的録音録画が生じうるという蓋然性をもって汎用機器等を補償金の対象とすべきと結論づけることには何ら納得感がなく賛同できない
- ・現状、私的録音録画の可能性が高いと評価されるコンテンツの流通形態において、クリエーターへの対価の実還元が十分でない部分が存在するのであれば、その部分に焦点をあて、その流通過程でいかに対価を回収し還元すべきかを、実効性、公平性、社会的コスト等の観点を踏まえて検討することが必要ではないか。

2. 一律の対価上乗せ等への対応について

- ・実際の録音行為の有無ではなく、録音をおこなう可能性の高さを捉えて一律の金銭を予め回収することについては、例えば、「レンタルCDを借りるユーザーからレンタル事業者を介して対価を回収するのと、汎用機器を購入するユーザーから当該機器製造者等を介して補償金を回収するのと、対価回収手段のあり方としてどちらが合理的か」といった比較検討をおこない、その検討結果についてユーザーも含めた社会的理解を得ていく必要があるのではないか。

2. 本小委における今後の議論について

【録音】音楽コンテンツの流通形態ごとのクリエーターへの対価還元機会と録音の可能性

流通形態	対価還元機会	対価還元の実情*1	技術によるコントロール	消費者による録音の可能性
[H28年度小委経過報告]				
購入CD	○ CD購入時	△ (消費者による録音の対価は購入価格に含まれる) CD購入までの利用に係る対価還元あり	✗ SCMS対応機器ではコントロール可	△ 一定の録音の可能性あり*2
レンタルCD	○ CD貸出時	△ (消費者による録音の対価は貸出価格に含まれる) CD貸出までの利用に係る対価還元あり	✗ SCMS対応機器ではコントロール可	○ 返却前の録音の可能性が高い
(図書館貸出CD)	○ 図書館でのCD入手時 (or CD貸出?)	(✗)*3	✗ SCMS対応機器ではコントロール可	○ 返却前の録音の可能性が高い
ダウンロード(DL)型 音楽配信	○ 楽曲購入時	○ (使用料設定にあたりDL後の録音の可能性が考慮されている) DLまでの利用に係る対価還元あり*4	△ DLまでコントロール	✗ 契約でマルチデバイスでの視聴可能 録音の必要性に乏しい
ストリーミング型 音楽配信	○ サービス購入時以降常時	○ コンテンツ利用に係る対価は全て契約で処理*5	○ 複製不可	✗ 契約でマルチデバイスでの視聴可能 録音が不可能

*1: H28年度小委経過報告を踏まえつつ、JEITA見解を記載。

*2: 購入したCDを視聴する目的の録音や、プレイスシフト等の目的の録音は、権利者の経済的利益を害しているとは言えない点に留意。

*3: H28年度小委経過報告では「図書館貸出CD」について言及されていないが、H29年度報告の「2.契約と技術による対価還元手段について」の内容に基づき記載。

*4: 楽曲購入時、マルチデバイス対応を想定し還元。なお、JEITA意見は、DRMなしの音楽配信は(DRMありの場合に比べて)使用料が高く設定されている点を踏まえている。

*5: マルチデバイス対応を想定し、且つ再生ごとに還元しており、還元機会の拡大へ寄与していることに留意。

- いずれの流通形態においても対価還元機会は存在するので、対価の実還元が十分でない部分(例:レンタルCD)があるなら、そこに着目し、その流通過程での対価回収・還元の機会について具体的な議論をするのが合理的ではないか。各コンテンツの流通形態や複製行為の適正な評価を抜きに、汎用機器等を補償金の対象とすることは合理性を欠く。

2. 本小委における今後の議論について

【録画】動画コンテンツの流通形態ごとのクリエーターへの対価還元機会と録画の可能性

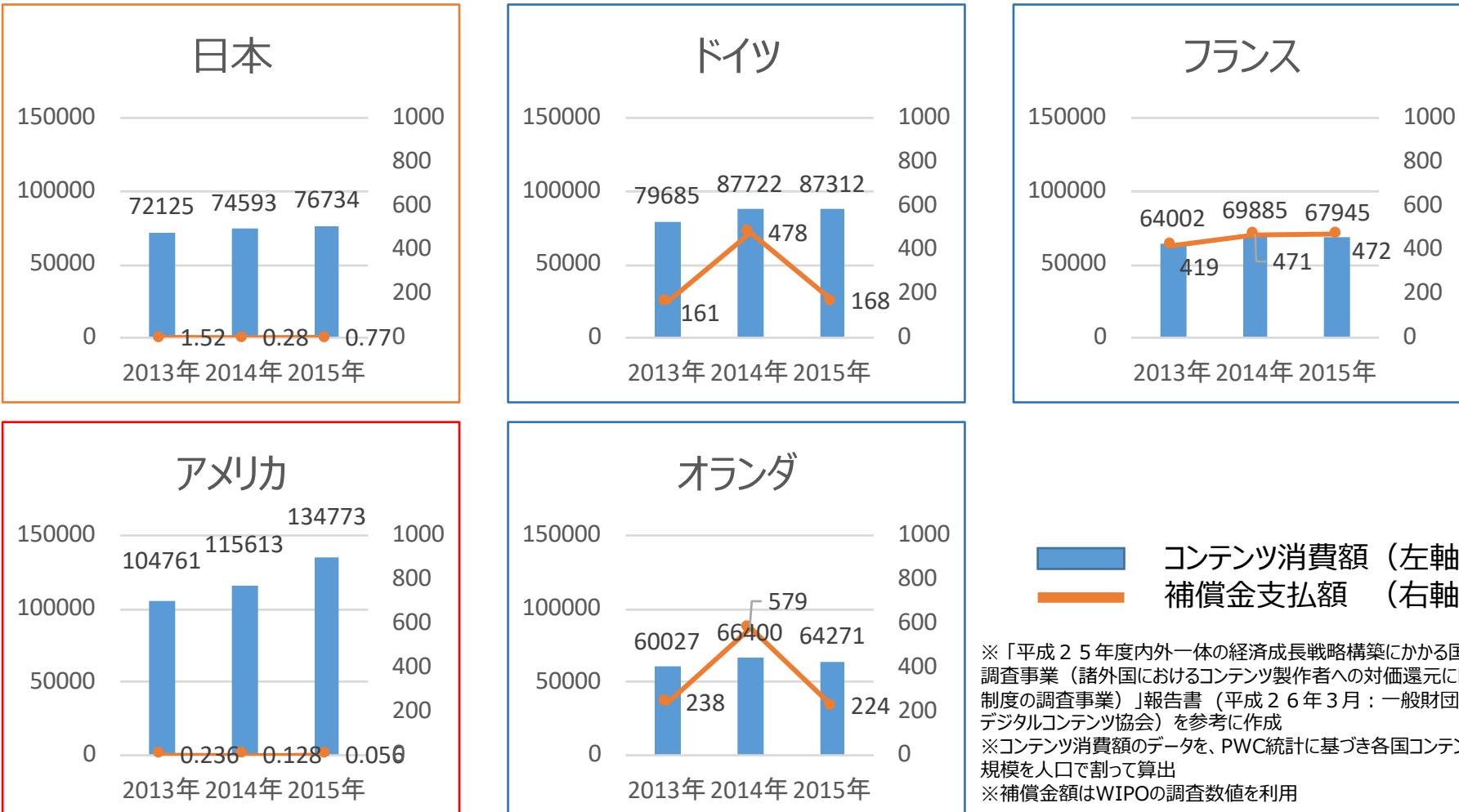
流通形態	対価還元機会	技術によるコントロール	消費者による録画の可能性
購入DVD/BD	○	○ (Copy never)	×
レンタルDVD/BD	○	○ (Copy never)	×
図書館DVD	○	○ (Copy never)	×
地上デジタル放送	○	○ (ダビ10)	○
BS/CS110無料放送	○	○ (ダビ10)	○
ケーブルTV (パススルー)	○	○ (ダビ10)	○
ケーブルTV (トランスモジュレーション)	○	○ (配信事業者が自由に選択可)	△ (Copy neverは×。Copy Once、ダビ10、Copy Freeのコンテンツは○)
BS/CS110有料放送	○	○ (Copy Once, ダビ10 or Copy Free)	○ (Copy Once、ダビ10、Copy Freeのコンテンツ)
CS110 Pay per view	○	○ (配信事業者が自由に選択可)	△ (Copy neverは×。Copy Once、ダビ10、Copy Freeのコンテンツは○)
CS124/128 Ex) スカパー！	○	○ (配信事業者が自由に選択可)	△ (Copy neverは×。Copy Once、ダビ10、Copy Freeのコンテンツは○)
接続機器からLAN経由で受信 Ex) スカパー光	○	○ (Copy never, Copy Once or Copy Free)	△ (Copy neverは×。Copy Once、Copy Freeのコンテンツは○)
会員制動画配信サービス Ex) Netflix, Amazon等	○	○ (ストリーミング配信であるため、Copy never。事業者によりダウンロード可とするコンテンツも一部あり)	× (原則、録画不可*) *事業者/コンテンツによりダウンロード可のコンテンツも一部あり
YouTube	○	○ (ストリーミング配信であるため、Copy never)	× (規約で禁止)

- ・ 消費者による録画対象となる動画コンテンツは全て著作権保護技術(DRM)が適用済
- ・ コンテンツ提供者は多様な流通形態からこれらを選択しあるいは組み合わせている
- ・ 技術と契約によるコントロールにより対価還元が可能 (私的録画についての補償不要)

2. 本小委における今後の議論について 制度設計にあたり念頭においておくべきこと

- ・ 欧州各国のコンテンツ市場は大きく成長していない
- ・ 補償金が実質機能していないアメリカのコンテンツ市場は大きく成長している
- ・ 補償金に依存するのではなく、クリエーターに報いる適切な対価還元の原資となるコンテンツ市場の成長に向けた議論もするべきではないか

各国の国民一人当たりの年間コンテンツ消費額と補償金支払い額（単位：円）



2. 本小委における今後の議論について 議論を深めるべきと考えられる課題 ①

＜補償金制度の見直しについて＞

補償金制度の見直しありきではないが、仮に見直しの議論をする場合であっても、少なくとも以下の点について、さらに議論を深めるべきである。

【汎用機・汎用機能を対象とすることについて】

- 著作物の私的録音録画を目的としない汎用機能について「機能の目的」はどう評価するか。
- 「機能とその用途・使用実態の関係」をどのように捉え評価するか、そのためのコストを誰が負担するか。
- 録音機能があることが即ち楽曲等の私的複製に繋がるわけではなく、かつ各ステークホルダーのサービス提供方法やユーザーの機器利用方法に著しく影響を受ける状況をどう評価するのか。本体メーカー、外部付属機器メーカー、ソフトウェアやアプリ提供者、OS提供者、キャリア、等の複数者が関わる場合に、「機能の提供主体」をどう評価するか。仮に補償金を支払うとした場合、その主体やタイミングについて、機能の実装状況を考慮する必要があるのではないか。
- 録音録画機能が、ハードウェア（機器）単体ではなく、ソフトウェアを組み込むことで初めて実現する場合や、複数のハードウェア・ソフトウェアの組合せで実現している場合に、補償金制度の対象をどう考えるべきか。

【対象機器・媒体の決定方法/補償金額の決定】

- 政令指定方式は、明確性・法的安定性の確保の観点のみならず、対応の迅速性の観点でも利があるとされるところ、他の方式を採用する合理的な理由は何か。他の方式を採用した場合、上記観点や公平性をどう確保するのか。
- 私的録音録画を行わない消費者の財産権の侵害とその緩和方法として実効性のある返還方法の確立をすべきであるが、従来の申出による返金制度には実効性が事実上なかった。新たに実効性のある制度構築が可能なのか。

【補償金の支払義務者・協力義務者】

- 私的録音録画の行為主体（消費者）とメーカー等の位置づけ（注：製造者は共同不法行為者ではない認識 vs. ドイツ）をどう整理するのか。
- 現行制度においては、特定機器・媒体の製造業者等が協力義務者とされているが、録音録画機能が複数の技術要素や関係者により提供されている場合に、「機能の提供主体」との関係で、どの者が協力義務を負うべきなのか。
- 本来私的録音録画を行うのはメーカー等ではない中、録音録画行為に直接つながるアクションを捕捉し、上流で対価回収を行う手段はないのか。

2. 本小委における今後の議論について 議論を深めるべきと考えられる課題 ②

【法的不利益への対応手段】

- 法的不利益の存在が即ち補償金の必要性につながらないのではないか。私的録音録画を行わない消費者にとっては財産権の侵害ともなりうることから、そういった法益とのバランスも念頭におくべきではないか。

【契約と技術による対価還元】

- 契約と技術によるコントロールが相当程度浸透している現状を鑑み、現行制度を終息させる基準があるとしたらそれは何か。また、その方法はどうするべきか。

【クリエーター育成基金】

- クリエーター育成基金の原資はどこに求めるべきか。また、対価還元について、個々のクリエーターに対しどういう還元がどのような分配でなされる状況が望ましいのか（全体としてどういう状況にあることを理想として政策を組み立てるべきか）。

＜本小委で未だ議論されていない課題について＞

クリエーターへの適切な対価の還元という観点から、以下の点についても等しく検討される必要がある。

【コンテンツの流通過程で私的複製行為の可能性が高い地点での対価徴収】

- すでに説明の通り、私的複製の可能性が高いと評価されるコンテンツの流通経路において、対価の実還元が十分でない部分が存在するのであれば（例えば、レンタルCD等）、その流通過程で対価の回収と還元が可能ではないか。

【対価還元に係る社会的コストとその負担】

- 私的録音録画を行わない消費者にとって財産権の侵害ともなりうるほか、対価を徴収する事業者等の対応コストなどの社会的コストも発生する。それらをどのように評価するのか。
- かかる社会コストにも鑑みれば、対価還元手段の検討には、現在の小委員会の構成メンバー以外の全てのステークホルダーも加えるべきではないか。

【実態を踏まえた私的複製の範囲の再考】

- さらに視点を広げて、我が国のコンテンツ市場の成長の妨げになっている可能性のある諸課題を検討するという観点から、仮に、私的録音録画の実態が、著作者等の経済的利益を不当に害している状態になっているというのであれば（違法複製物からの録音録画、複製物の占有移転後の録音録画物の保持など）、著作権法第30条を見直すなど、私的使用のための複製の範囲を再考するという事も考えうるのではないか。